

千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会 議事概要

1 日時

平成27年2月2日（月） 午後6時から午後9時30分まで

2 場所

千葉県庁本庁舎5階大会議室

3 出席者

(1) 委員（総数6名中6名）

佐藤委員 村山委員 大屋委員 早坂委員 金子委員 三島委員

(2) 県

古屋障害福祉課長 桜井副課長 日暮室長ほか

(3) 千葉県社会福祉事業団

田中理事長、相馬理事、吉武事務局次長

4 会議次第

(1) 開会

(2) 座長挨拶

(3) 議題

① 報告事項

ア 第五次千葉県障害者計画（素案）について

イ 千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しについて

②その他

(4) 閉会

5 座長挨拶

6 議事における主な意見及び質疑応答

議事録署名人 早坂委員、金子委員

① 報告事項

ア 第五次千葉県障害者計画（素案）について

イ 千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しについて

○ 資料 1、2 についての説明

<委員討議>

(大屋委員)

最初に一つ質問ですが、(千葉県袖ヶ浦福祉)センターの見直しについての資料 2 ですが、内容については大体了解しているところではございますけれども、これは、障害福祉課が何月何日に作成した決定案みたいな、そういうイメージなんですか。

(事務局)

現時点でこのスケジュールで進めていこうと考えているものでございます。

(大屋委員)

ですから、今から何か意見を言ったらこれが変わる、そういうものなのか、それとも、これはもう決まっているものなので、審議するといっても何らか検討する点が(ないものなのか)。

(佐藤座長)

いえ。変わるところもあるのかなと。一応たたき台という風なことで私はイメージしてましますけれども。皆さんの御意見を得て、更に修正していくということは十分予定されているところだと思います。

(大屋委員)

では、アウトラインとしては、こういう感じなんだろうなと思うんですけど、これをどこまで個別なことのイメージを深めていくのか、ちょっと分からないんですけど。まず、一つは、養育園と更生園ですね。これを二つに分けるとするのは、座長が前からリフレクション希望ということで仰っていらっしゃったんですが、これは 29 年度が終わって指定管理にする時に別々に募集するという、そういうイメージなんでしょうか。

(事務局)

そうですね。募集については、別々にという形で。単独の施設として管理運営できる体制を整えて、それで(養育園と更生園)それぞれに募集するような形を想定しております。

(大屋委員)

別の 2 つの法人になっても構わないというイメージですよ。

(事務局)

そうですね。ただ、この中に事業団と県の(目標が)両方入っているので難しいところなのですが、最初のところに事業団(の目標)として、30 年度も(指定管理者として)取れるようにと書いてあるのは、事業団の意気込みというか、そこの部分でございます。ですので、実際の 30 年度の時に別々の施設になって別々に運営することになった時に別

の法人になるということも当然入っておるというところでございます。

(大屋委員)

今度、あの14ページの表で項目がここにのっているので、項目から考えて行きたいんですけども、定員規模の縮小という部分ですね。障害児にしても成人にしても、移行・受入れということになります。特に障害児の場合はある程度の大きさのものを作って、それと障害児の場合は18歳になったら(障害児施設から移行して)減っていくということがあるので、自然減をしていって新しい人を受け入れるというイメージなんですか。

(事務局)

仰るとおりでございます。

(大屋委員)

成人の方はたぶんそういう訳には行かないと思うので。たぶん入所者40人程度の移行を可能とする施設っていうのは、40人規模の施設をぽつと作るというよりは、何箇所かの定員を増やすっていうイメージなのかなという風に思うんですが、これについてはどうでしょうか。

(事務局)

そうですね。施設の整備をするということで40人程度、施設或いはそのグループホームの枠を確保するというのを考えております。

(大屋委員)

単純に(入所)施設を新設するというイメージはあんまりないということですか。

(事務局)

そうです。一つで受け入れるというよりは、多数の施設で受け入れて頂くというようなイメージを考えてます。ただ、何れにしましても、これで予算はできたものこれから受入側の整備を図っていくので、十分に施設関係の方の御意見を伺いながら整備を図っていきたく思ってます。

(大屋委員)

引き続き、移行に関するマッチングということで、利用者の方のマッチングというのは当然あると思うんですが、福祉人材を中々ゲットするのが難しいみたいというところもありますね。定員を増やす方の側も規模の、建物も設備もそうですけれど、人を集めるのも大変だろうし、逆に、若し事業団の方としては、それ(入所定員)が減って職員の仕事が無くなると困るでしょうし、この部分においては利用者もそうですけれど、職員のマッチングみたいなイメージも自然に起こるということがあるとしても、自然ではなくてある程度、意図的に行うみたいなようなことはありますか。

(事務局)

そうですね。マッチングのところについては、今、事業団ともすり合わせをしているところなんですけれども、職員についても利用者の側の方で、引き続き同じ方をとというようなことがあれば、その意向も尊重しながら進めていくような形になるという風に考えてます。具体的に、じゃあどういう形でやるかということについては、ちょっと今後検討という形でございます。

(大屋委員)

最後の一つ、その下から二つ目の段落にある強度行動障害者支援実施体制の構築ということで、別に項目を立てて頂いてますが、実質的には強度行動障害の人だから、中々、移行出来ないという点が多々あると思うんですね。これは研修モデル事業ということで考えなきゃ(いけない)、この研修というのはCAS(千葉県発達障害者支援センター)がやっている奴を三年間続けるというイメージなんですかね。

(事務局)

そうです。

(大屋委員)

それが、(千葉県社会福祉)事業団から見て望ましいものなのか、(千葉県知的障害者)福祉協会にとって望ましいものかちょっと分かりませんが、所謂、私が聞いている情報では大変有意義な点が多いという風には聞いてはおります。この研修っていうのが16名以上と書いておりますけれど、これをどれぐらい出来るかというのがかなり成否を担う部分もあるんじゃないのかなと思います。また、これは先ほどの職員とかのキャリアも含めてですね。事業団の中には大変それだけのノウハウがあることは分かっていますが、事業団の職員もこういうものを受けるといようなことがあることによって、より移行がスムーズに進むといようなことが可能になりやすいんじゃないかという風なイメージは持っております。

(佐藤座長)

最後のは特に回答はよろしいですか。イメージを仰ったということで。

(大屋委員)

(申し上げたとおり)思っておりますが、如何でしょうか。

(事務局)

事業団の方が受けるといことも当然に想定はしておるところでございますし。また、16名というのは(障害福祉)圏域ごとに1人ということで、16名としておりますので、出来るだけ本当は広がっていった方が良い訳でございますので、例えば、その成果を報告する報告会みたいなものも今後していくことを検討しております。

(佐藤座長)

それは千葉県全体で16名ということですか。

(事務局)

そうです。

(佐藤座長)

それ以上であっても構わない訳ですよ。

(事務局)

予算の事業でやっております。現時点では16名ということ想定してます。それ以上、出来ればそれに越したことはないのですが、27年度においては16名といったところを想定しております。

(佐藤座長)

もう一つ確認ですが、今の大屋委員の御質問の中で出たのが、要するに40人規模の施設を作って一挙にぽんとそこに移行するという事は全然考えていないということですかね。

(事務局)

そうです。大きい規模のところではなく、三年間をかけて徐々に施設、グループホームを整備して、移行して行って頂くということ想定しております。

(佐藤座長)

(三年間かけて徐々に施設整備し移行していく)ということのようでございますが、他の委員の皆さま如何でしょうか。

(村山委員)

同じ部分に関してなんです、このセンターの40人程度の移行と17ページにある(袖ヶ浦福祉センター利用者)受入等支援事業の新規予算(案)のところで2の(1)が児童の入所施設の、これはもう、40名定員の新しく作るということは決定なんですかね。後、前にも話が出たと思うんですが、県内の児童の入所施設の偏在化、バランス良く点在させるというような話も出たと思うんですが、どこにそれを設けるっていうのが、とても大きな問題だと思っていて、袖ヶ浦のようなこう離れたところに作るのか、県内で今ない地域に作っていくのか、そういう場所的などころがどういう風に考えられているのか、どういう風に場所の選定をしていくのかというの、ちょっと一つ知りたいところです。それと大人の方ですと、これに民間社会福祉法人の今ある施設の改修をして受入をしていくことと新たなグループホームを作っていくことにこの予算をつけたんだと思うんですけども、そのことと今、介護の相談支援の方を付けるように各市町村にお願い(の通知)を出していると思うんですが、やはりそれはその方の出来れば、その地元の

市町村で受け入れられるような方向に持っていくっていうことも大事だと思うんですが、その辺りも考えつつ、各地に必要な受入のマッチングをしながら受入の方向を探るという方向とグループホームを作っていくというようなことで考えていいんでしょうか。それを三年間の内に色々やっていくということと、そこに、受入先のところに、きちんとその研修ですね。この16名以上参加のこの受入側もきちんと研修を受けていくということが大事だと思うので。各（障害福祉）圏域に一人なんていうと、その圏域のスーパーバイズみたいな方を育てるというイメージかなと思うんですけども、その辺り、そういう考え方でこれを受け取っていいんでしょうか。

（事務局）

御質問の点について申し上げます。まず、児童入所施設の受入側の入所施設、40名分の受入施設でございます。どこに設けていくのかということでございますが、こちらについては、まだ、これからこの補助についても、実施要綱、募集をこれからかけていくような形になりますので具体的にはどうこうというのは中々申し上げられないのですが、そういったどこに設けるかということも含めて今後募集が出て参りましてから検討させて頂きたいと思っております。それから受入側について親御さんの地元の市町村などに受け入れられるようにとのことではございましたが、これにつきましても、これから募集していく中で、又それから、マッチングを図っていく中で施設と、施設に通いやすいような形でマッチングをするということを考えているところでございます。具体的な仕組みについてはこれから検討させて頂きたいと思っております。それから最後に16名の研修でございますが、こちらの研修につきましても県内に出来るだけ広げていくという部分でございますので、施設のどういった所に行くのか固有要件には成り得るのかなと思っておるんですが、中々受入側の方で、受け入れる体制が整っているのかどうかという部分もありますので今後、これについても受入体制が整っているのかどうかということで合わせて検討して行きたいと思っております。

（村山委員）

追加でよろしいですか。その際に、例えばグループホームの場合には、日中の通所の場合が必要になる訳で、そちらに対してもその施設整備等、他、人材関係の何か、こうフォローというのは行われるのかとか、その辺が市町村ときちんと話していかないとグループホームと通所だけでなく移動支援だったり様々な福祉サービスを活用するようなことにもなると思うんですが、その辺りも全体像でその方の暮らしを考えながらサービスを整えていくという方向で考えて頂きたいと思えます。

（大屋委員）

今、仰られたこととちょっと関連するんですけど、それらの問題と直接関係ないからかもしれませんが、強度行動障害に関する研修、厚生労働省で始めてますよね。志賀元委員が中心になってプランを作っている訳ですが、それに、あれは元々行動援護だった（内容の）ものをちょっと合併した格好になるものですし、重度の保護カルチャーでしたっけ。（内容の）拡充みたいなイメージもあるかと思えますけれども、そういうような（研

修)ものは日中活動の部分では非常に重要になってくると思うので、それを県内全体として、どれぐらい来年度されるのかという予定とですね。また、そういうような(強度行動障害に関する)研修を受けた人がいるというのがこういう新しい施設を、新しい施設というか、施設整備をする時にそういう人材がいるということが条件の中に入っていくということがあるのか。若しくは先ほど申し上げた千葉県独自のこういう研修を受けた人がいらっしゃるところが、施設を整備に応募する時の条件になるとか、そういうようなイメージはありますでしょうか。似ているんですが、最初の方は、まずは強度行動障害の国の、厚生労働省の研修がまず行われるのかどうかということが最初(の質問)ですね。それが、そのような(研修受講している)ものが条件になるのかどうかということの2点。

(事務局)

すみません、国の研修を引き続き継続(して)どの程度やるのかどうなのかというのは、今手元にちょっと資料がないので把握していないのですが、この研修、強度行動障害に関する研修を受けていることが受入の条件になるかどうかについてなんですけど、受け入れる体制が出来ているかどうかということの中での一つの考える条件には成り得るんじゃないのかなという風には思っております。いずれにしても施設を整備してマッチングしていく過程の中でそこはしっかりと見ていきたいという風には思っております。

(佐藤座長)

大屋委員よろしいですか。

(大屋委員)

あの、強度行動障害の研修は多分それを受けないと確かいけないですよ。受けないと多分サービス提供出来ないはずなんで。日中に関してはですね。ですから、それは、そこ(強度行動障害の研修)を広げるという点においては千葉県に是非やって頂きたい。もう今年度から全国あちこちもう色々な県、都道府県で開始してますよね。その何と言いますか、研修をする講師の側の研修はたぶん、千葉県の方からも受けてらっしゃる方が、たぶんCAS(千葉県発達障害者支援センター)の方とか、障害福祉課の方もいらっしゃいましたっけね。ちょっといらっしゃるか分かりませんが。

既にそういう元の講師になるための研修みたいなものは受けてらっしゃると思うので、実際にサービス提供者に対する研修というのを千葉県でも是非やって行って頂きたいなと思いますし。繰り返しになりますが、強度行動障害者の方をみられるような施設ということを経営に整備をしてくれないと、ただ整備しました、でも入れませんじゃ、これは御家族も納得出来ないと思います。御家族が今の方がまだという風に多くのアンケート調査で仰っている訳だから、今までと同じようなサービスというような考え方、施設にはどこにも色々な哲学というものがあると思いますけれども、今までと同じ考え方を継続、少なくとも継続出来るということを示してあげないと中々御家族は納得しないんじゃないかなと。

(佐藤座長)

要するにこの行程表にあがっている16名の研修というのは県の研修であって、国の県市の研修は別途あるというタイトルですね。今、大屋委員のご意見もありました16名というのは、27年度はこれでしょうがないにしても、ずっと16名だとスピード感がないというか。受入側の方の人材養成というようなことを考えていくと全県で16名というんじゃない、間に合わない感じかなという風に思いますので、ここはちょっと又見直しして、是非、御検討頂きたいという風に思います。他に委員の皆さん如何でしょうか。

(金子委員)

角度は少し違ってしまいかもしれませんが、若しかしたら私だけが途中でこの委員会に参加させて頂いたので分からないかもしれませんが、この取組みの方向性というのは非常に素晴らしくてこの通り出来ればいいなと私も思うんですが、この全体のこういった方向性について(事業団)内部の進捗管理体制というか、例えば、もう少し小さな現場のより利用者さんに近いレベルで、例えば予め定められた目標についてその現状はどうかということで、中で揉まれて評価が行われて、その段階を経てこういった大きな取組み方針が作られると思うんですね。職員さんのこの取組み方針への関わりと言うか、例えばマネージャーの方が中心にリーダーの方とか、それぞれの段階で、きちんと目標を到達出来るように揉んでくような仕組みが内部にもあるとは思いますが、その辺りお聞かせ頂けると。或いはこれを今後このスケジュールに沿って実現していくためにそれぞれの段階でリーダーさん、マネージャーさんがきちっとその進行管理を内部でやっていかないと質の高いレベルで計画どおり実現していくのは大変だろうと思うので、その辺りを教えて頂けないでしょうか。

(佐藤座長)

今日、事業団の理事長もお見えですが、県の方への御質問ですか。事業団に(の御質問)ですか。

(金子委員)

県の方もそういう事業団さんの動きと考え合わせながら一緒に作りあげてきたと思うので、こういう委員会の進捗管理とともに内部で自分たちが立てた計画がきちっと実現出来るように進行管理していくのが非常に大切だと思いますのでその辺りをお聞かせ頂けるとありがたいです。

(事務局)

進捗管理、ここ委員会以外での進捗管理という部分なんですが、今、今回示させて頂いたのはあくまで大枠のところでございますので、今後具体的にどうやっていくかというのは、これに沿ったような形でもうちょっと細かい行程表を作っていく必要があるんじゃないのかと。それぞれで作っていく必要はあるんじゃないか思っておりますので、現段階でこの大枠だけというところでございます。

(佐藤座長)

事業団の内部にはそういう委員会のようなものは存在しないという理解でよろしいですかね。

(千葉県社会福祉事業団)

事業団の理事長を務めている田中でございます。今の御指摘とか御意見は、個人的には、正にそういう形で進めていかなければいけないという風に考える、そういう立場です。現在じゃあどういう状況になっているのか。また、後ほど御報告させていただきますけれども、少なくとも答申を受けた実現形態に向けて、まず、その県としてのガイドラインと言いますか、そこがまずこう見えてきて、それに合わせて、じゃあ事業団としてその現場の一つ一つの課題も含めて検討していくということのスケジュールですね。当面、今自主事業の移譲問題があって、マネージャー、サブマネージャーとか、又現場の方の意見を含みながら、その自主事業の移譲に向けて今課題整理していくことをまず第一優先でちょっと取り組んでるものですから。その後の本体の方の施設に関わる議論っていう、職員一人一人を含めて色々な内部の議論をしていくっていうのがこれからの課題ということですね。出来るだけ職員全体にしても共通の理解の中でこの解決に向けたステップを踏んでいきたいという、そんな風には考えながら今中で議論をしているところでございます。

(佐藤座長)

ということですか。よろしいですか。

(金子委員)

はい。

(三島委員)

僕は、このマクロなビジョンというか、それは具体的な文言とか数値が出てきてですね、明らかになって素晴らしいなと思った部分があります。本当、こういうのがあることでなんかすごい安心したというのが一番の感想で。とりわけ個別支援計画に関して、やっぱり中長期的の見通しのある個別支援計画、それから外部の事業者の参加ということも文言に入っていたので、とてもなんか明るい見通しを僕は持ったんですけども。それが全体の感想ですが、気になった点が本当に細かい点ですけども数点あります。

まず一つがハード面の見直しなんですけど、僕が理解する限りではその更生園の老朽化、それから(養育園)第2寮のやっぱりちょっと支援範囲の大きさっていうのがあるんです。それともう一つ(養育園)第1寮ですね。支援イズムの多さっていうのが三大問題なんじゃないかと思ってるんで。そこのハード面の話をどこかでやっぱり入れ込まないといけない。少人数ケアということが小項目で書いてありますんで。そういう20人ぐらいのメンバーというのが本当に少人数と言えるんだろうかっていうことで、ここは見直して頂けるといいんじゃないのかなと思っています。

それから次にこれも非常に細かい話ですが、民間との連携との強化(の項目)の中に事例報告会の開催というのがありますが、これは本当はやっぱり今そのセンター自体が地域の方に移行していくための支援機関なんだっていう位置付けからすると施設の中でね。ど

ういう風に御本人が改善したかということよりも、色々その障害は残りながらも地域にどういう風に移って行けたか、そういうような事例公開にして頂けるといいんじゃないかなと思います。施設の中だけでなんか良くなった悪くなったっていうのはこれ全然地域との話は関係ないのでそれが二点目。

三点目がですね、先ほどの児童施設を新設のあのどこに作るのかという話がありましたが、イギリスなんかの話ではやはりその虐待（事件）なんかが起こった時にまず出たコメントがやっぱり自分の家庭から百キロも離れたところに住まざるを得なかったことがその虐待の原因だなんていう風にして書いてあったんですね。ですから、そういうことからすると、やはりその家庭との距離間の近さとか地域との距離感の近さとか考えていくと、それこそ出身地から近いような場所っていうのが必要なんじゃないかなと。空き地があるからここだなんていうのではなくてね。そんなことは思いましたけれども。以上です。

（佐藤座長）

今の三島委員からの意見について事務局の方から何かございますか。（三島委員の話は、）御意見だという理解でですが。

（三島委員）

質問をお願いします。

（佐藤座長）

そういうこと（ハード面の整備、児童入所施設の場所）が出来たらという御質問ですか。

（事務局）

まず、ハード面の経過のところに関しては、本年度もセンターの施設に関して老朽化に対応した予算を積んでいるところでございます。後、地域移行の位置付けについてということでございますが、これについてはここの中では中々書ききれないのですが、どういう風な形で移行していくか、どういう風な形を良いものかとするのかはこれからも議論していきたいと思っております。児童（施設）の新設について、出来るだけ出身地にというお話しですけれども、これも、いずれにしても未だこれから施設の整備を図っていく、募集などもかけていくところなのでこれから検討していきたいという風に思っております。

（三島委員）

あのちょっとねちっこくてあれですけど、多分ハード面の見直しに関しては、（養育園）第1寮に関して事業団が独自に権限があれば、事業団の方は多分分けていきたいというのが現場の方の意向なんじゃないかなと思うんですけど。県の方がやっぱり基本的にこれを決めていくということになると、それは自分達勝手に出来ないという話になるだろうし、ここでは県としての方針というか、それはじゃあ（ハード面の見直しについて）28年度でいいんですよっていうことであればそれはそれで良いと思うんですけども、じゃあ早急にとか、人権にとか、人権を大事にするとか、少人数ケアとか、そうした原則とも絡ん

でいくとどう考えられるのかなって。ちょっと嫌な質問ですけども。

(事務局)

そうですね。個別のところに関してはこれからということになってきますけれども、いずれにしても今いる人の処遇を外への移行と同時に図っていくことがいずれにしても必要でございますので。そこは同時並行で進めて行こうと思っておりますので、必要な予算については十分に取れるように頑張っていきたいと思っております。

(早坂委員)

私も三点なんですけど、1点目はマッチングというところも含めて研修との兼ね合いなんですけれども。先程三島委員が丁度仰っていましたが、事例の検討とか事例を発信する、外向きにという話ですが、これは中の職員達が事例の積み上げがちゃんと出来ていないと外とのマッチングがちゃんと出来ないと思うんですね。この人たちにどういうものを、今パーソナルサポーターとか入っていますけれども、やっぱり内部でその事例を検討していく研修会っていうのをちゃんと積み上げていく必要があるんじゃないかなと、それは内容として入れて頂けたら良いんじゃないかなと思っております。

それから、もう一点目は、保護者への説明会って、私こういうところがすごく県立っぽいなって思うんですけども、年に2回ぐらいの、しかも大上段に構えた方針説明で恐らく誰も納得していかないと思うんです。個々のやっぱり親御さんのその状況を踏まえないといけないと思うんですね。それから大きな方針説明は、説明としてするんですけども、プラスやはり個別系というところはどこかに入れて頂かないと、きっとその移行というところでの納得というところもやっぱり上手くいかないような気がします。

それからもう一つ、ハード面というところなんですけれども、改修というところをどういう風にイメージするかというところがすごく大きいと思うんですが、袖ヶ浦（福祉センター）に伺うたびに古いかっていう以外に職員がとても（利用者に対する支援の）導線が取りにくいという風に感じます。ですから後、寮が違くと職員と顔を合わす機会が極めて少ない、つまり情報共有がしにくい建物だということなんです。その辺を改修というところでは考えの中に入れていく必要があるのではないのかなという風に思っています。

(事務局)

まず一つ目は、マッチング、研修のところでございますが、こちらは事業団のやはり事例の積み上げが必要というところがございますので、私の方から中々これを（お話をするのは）難しいですが、マッチングについて、今事業団が検討しているところでは、やはり外部の方も入って頂いてという形で、マッチングを図るという風にしておりますので出来るだけ外の知恵も借りながら中の研修を積み上げて、という形で進めていくという風なところでございます。

後、説明会二回以上というのがあるんですが、正に早坂委員が仰る通りにですね。大掛かりな説明会の機会は2回以上としておりますが、随時情報提供というところを横置き資料でお示ししておりますが、逐次保護者の方の保護者会に私どもも出席をしたりして、

随時の意見交換とか、情報提供して出来るだけ寄り添うような形で移行のところに進めて行きたいという風に思っております。それから、施設の関係で（利用者に対する支援の）導線が取りづらい構造という部分がございます。中々大掛かりな改修となると、やはり見直し、集中見直し期間終了後というところになって参るというところがございますが、生活の改善に繋がるようなものは逐次必要に応じて実施していきたいという風に思っています。

（佐藤座長）

資料なんですけれども、別冊資料がまだ配付されておりましたが、最初、当該話題のところで配付するという御案内でしたけれども、いきなり配付されてもちょっと中々読みづらいというところがありますし、幸か不幸か報道の方も一人もいらっしやいませんから、もうちょっと配付していただけないですか。それをパラパラ見ながら議論した方がよろしいかと思っております。その方が良いですね。それで、今の早坂委員に対する質問の事務局側の回答ですが、質問の趣旨あつてます（か）。要するに移行に当たっては保護者の説明会だけじゃなくて個別に個々のケースで説明と、各家庭ごとのですね。説明とか、移行確認とか当然、おやりになる、そういう理解でよろしいんですね。（早坂委員それで）よろしいでしょうか。

（早坂委員）

はい。

（佐藤座長）

他の委員から御意見頂きましたけれども。私の方からちょっと一つ。私の方が喋っているのかどうなのかちょっとよく分からないんですけれども、やっぱり今言うしかチャンスがないので。先ほど三島委員はこの資料を見て非常に安心されたとのことですが、逆に私はこの資料を見て大変不安になりまして、どうなんだろうかなと思っているところがありまして。それは5ページ目の計画抜粋ですけれども。通しの番号の5ページのところですね。計画の抜粋のところに、上から二段落目最後のところですが、更生園と養育園を二つに分けて規模縮小して民間法人の参入を促しますという、これは我々の最終報告でも、そういう報告をされていてですね。それに向けて今日行程表が出ている訳ですが、と同時にその下の段ですが、なお、集中見直し期間終了後の運営形態については、（千葉県袖ヶ浦福祉センターの）運営状況や民間法人の動向を見て検討する必要がある。だから、集中見直し期間終了後の運営形態については何も決めてないというか、決めないというふうな方向であったはずなんですよね、最初の方もそういう書きっぷりをしてはいますが。で、計画ではそれに沿った形で計画を立てているというところがございますが、今日出た資料2の方ではもう平成30年以降の指定管理は決まっているかのような書き方がされています。今日事業団の方もお見えですが、事業団の職員のモチベーションを考えればこういう風を書くしかないということは重々承知の上で申し上げているんですけれども、要するに30年以後も事業団の職員を引き続き採用するぞというような趣旨で色濃くもう強く打ち出されていてですね。計画のところで書かれている内容と資料2の内容が一見してそぐなわない

訳です。もちろんそういう目標を掲げて（職員に）伝えるというのはそれはもちろん、十分必要なことですし、よろしいかと思えますけれども。これは県が書いた文章なのか、事業団が書いた文章なのか分からない文章になっている点が出てきていると思うんですけども。県が既に30年度以降も指定管理をやるぞと決めているのか、決めていないのか。決めないという風に決めただろうと私は思っていたんですけども、それを決めてしまったというように読まざるを得ないので、そうすると私たちの最終報告がここで崩れてしまったとこのように私は考えているんですが、そこら辺りはどうなんでしょうか。

（事務局）

そうですね。報告書にはいずれにしても、指定管理者制度を活用するという風にも書いておられるところがございますので、両建て（指定管理者制度の活用と民間法人への参入を促すこと）という形になっているところがございます。計画の方では、指定管理ということは明確に書いていないところではあります、いずれにしても民間法人の参入を促すということと、民間法人が運営しやすいような運用に見直しますということと、両方することで出来るだけ多くの法人がセンターの運営に参加できるように、手を上げやすい環境を作るということを言っているところがございます。こちらの資料2の方で、見直しについてということがございますが、先ほどありましたような形で、じゃあ（事業団が）センターから全く排除されるのかということ、報告書の中でも排除されるということまではいっていないところがございます。センターとしてというか、事業団が（センターから）全く排除されるかということのところまでは謳ってはいないところではございますので。ある意味では、事業団職員の方のモチベーション（の維持）という意味もあって、事業団の方で決めてセンターの指定管理者としてのきめ細やかな支援の実践を目指すところを謳っているところがございます。両方で作っている形になるので位置付けとしては確かに分かりづらい面がありますが、基本的にこの方向性で両方で進めていきたいという風には考えているところではございます。

（佐藤座長）

そうすると最初の大屋委員の質問に戻ってしまうんですけども、平成29年度の集中見直し期間が終わった後、指定管理を前提に又公募をする。その時に事業団以外の法人が手を上げやすいようにと我々は想定しているのですが、これを見て事業団以外の法人が手をあげるんだらうかという率直な疑問があるのと、それから事業団が更生園と養育園と施設を二つに分けるとこういう風に謳っていますけれども、事業団がその二つとも公募で一法人しか手を挙げなければ結局事業団が両方とも運営します、指定管理者になりますと、こういう話になる訳ですね。

（事務局）

まず、民間法人が参入しやすいようにするというのもあって、民間施設それから、地域への移行を進めて定員を減らすというのを方向性として打ち出して、それは第三者検証委員会の報告書のとおりでございます。その際に定員を減らした後の体制についてでございますが、これは民間法人が入れるような形にということで、その中で競争してみたいです。

社会福祉事業団が選ばれる可能性は否定は出来ないと思います。それも報告書の中でも記載をされているところがございますので、可能性としては否定出来ないと思っておりますが、別にそれだけを狙っているという訳でもございません。

(佐藤座長)

繰り返しになりますけれども、事業団を排除してなどとは私も考えておりませんし、そんな報告書を書いた記憶もありませんけれども、事業団以外の法人も手をあげやすいようにということが書いてあるつもりでそういう計画になっているんですが、今日の資料2を読んでいると事業団以外の法人が手をあげることを想定するのがちょっと難しい資料になっていると。もちろん事業団の方々が頑張るぞと仰るのも必要なことですし、良いことだと思いますけれども、県がそれを前提にして動くような話になっちゃったら民間の方々の手が挙がらないです。なので、そこは書きつぷりを注意して頂きたいという風に私は思っております。他の委員の方は如何でしょうか。今のは私が意見を述べただけなので。よろしいですか。

○資料3、4についての説明

<委員討議>

(佐藤座長)

この資料3の予算というのは、来年度の予算（ということか）。

(事務局)

はい。これはとりあえず来年度の予算でございます。

(大屋委員)

それでは質問2つ。予算の方ですけれども、この（資料3の福祉型障害児入所施設整備事業）自主施設整備の新設を支援するというところで。たぶん40人規模とかいうと。相当な金額かと思うのですが、この1億6千万というのはどれぐらいの部分をこうカバーするイメージなんでしょうか。

(事務局)

とりあえず、40人ではなく、20名相当ぐらいをカバー出来ると良いかと思っておりますが。

(大屋委員)

20名ぐらいの、というかたぶん自動的に金額、これで建物、例えば大体決まっちゃうと思うんですが。早坂委員辺りが詳しいんじゃないかと思っておりますけれども。どうですかね。20人が立てられるのかどうか。ちょっとどうですかね。立てられますかね。

じゃあ、ちょっともう一点。

(佐藤座長)

今言ったことを確認しましょうか。20人を立てると4掛ける5を立てるのか。まあ、中々その書けないから書かないんだろうとは思いますが。想定としては20人規模というのは20人の一つの建物を考えている訳ではないということですよね。

(事務局)

児童の方は20人掛ける1箇所をとりあえず想定はしております。

(佐藤座長)

そういう計画ですか。

(事務局)

一応、国庫補助率としては4分の3程度を考えておりますので、事業者の負担分もあります。

(大屋委員)

分かりました。まあ、土地があれば何とかなるかなみたいな感じですかね。もう一つ、自主事業の移譲先なんですけれども、基本的に社会福祉法人限定なんですか。それともNPOも含むものなのか。更にちょっとこんなことをいうと（社会福祉事業団の）理事長に怒られちゃうかもしれませんけれども、今やっている人がNPOを作って、そのまま移譲を受けるというようなものもありなんですか。

(佐藤座長)

今の質問分かりますかね。移譲先、NPO法人等もありなんですか。県の内規その他あるような気もしますけれども。

(千葉県社会福祉事業団)

これ、事業団でお答えして良いかどうかという疑問もあるんですけども、私どもの方も移譲に向けて色々議論させて貰いました。それでアドバンスながうらの方は障害者支援施設ですので、これは社会福祉法上の入所施設ということになりますので、社会福祉法人が経営しなければいけない事業種別になります。その県の所有分について社会福祉法人に限定して移譲されていくということに合わせて、事業団の財産に関わる事業について、これまでもアドバンスながうらと横の連携を取りながら一体的にやってきた経緯がありますので、そういう意味でこの事業規模からみると、社会福祉法人の方が事業団としても望ましいという、そういう考えの中で整理をさせて頂ければなという風には思っているところではあります。もちろん移譲の話が出た時にですね。例えば、職員達が、自分達がもうこの事業を引き継ぐんだということでNPOを立ち上げて、受け皿ということも検討したら、という議論は内部的には色々させて貰いましたが、やっぱり現状の状況の中、私ども職員の側からみれば、とにかく移譲まできちっとした仕事を続けていくと、そこをまず精力をつぎ込むというようなことを含めて内部的には議論は終えたというのが実情で

ございます。

(佐藤座長)

大屋委員よろしいでしょうか。

(大屋委員)

はい。じゃあ、他のアドバンスながうら以外も基本的には社会福祉法人が望ましいんじゃないかなろうかと御意見を事業団の方から頂いていて、県としてもNPOは基本的には入れないということですか。

(事務局)

アドバンスながうらの方は県有地ということもありまして、県の方で（移譲先を探す）という部分があるんですけども。二の（区分の）代宿地域支援センター、ながうら地域支援センター、ジョブくらなみ、児童サービスセンター、こちらの方は（事業団で）選定した法人ということで、社会福祉法人がメインだとは思いますが、等ということでNPOというのも排除はしていないというところがございます。ただ、いずれにしても手が挙がって来なければ、前には進まないということではございますので、こちらについては引き続き、事業団の方で、こちらは元々事業団の自主事業でやっているところがございますので、選定した法人に事業団の方から譲渡するというところで社福（社会福祉法人）を中心ということで考えているというところがございます。

(村山委員)

児童入所（施設）の件なんですけれども、これはやっぱり県が立てて、じゃあどこがやりますかということになるのか。本来はやりますという法人がやはりどういうハードでどういう運営をしていく方を考えながらやった方がいいのか、運営する法人としては非常にやりやすいんじゃないかなと思うんですよね。例えば、小舎制で是非やって行きたいというところがあれば、そういう立て方を検討するんだろうし、ちょっとその辺りがハードがあつてどうぞじゃなくて、ハードを作るところから一緒にやっていくというイメージの方がより良いのではないかという印象を受けました。ということです。

(佐藤座長)

今のあれですね。選定してからハードを考えた方が良くはないかという御意見ですね。それは今ここで触れているのはそうではない、選定する前にどんどん改修していくそういうスケジュールになっているんですね。

(事務局)

こちらの27年度予算の件なんですけれども、あくまでもハードを建てる、作るのは法人です。民間の法人です。それに対して県が補助金を出すという形になりますので。どういう定員規模にするのか、どういう設計にするのか、あくまでも事業者さんに御提案を頂いて、それに対して一定の割合で補助金を県が出すという形です。

(佐藤座長)

はい。ありがとうございました。よろしいですか。

(村山委員)

はい。

(三島委員)

よく分からないので初歩的な質問ですけれども、事業団の人事っていうのは、所謂、県立系と自主事業と一体なんですか。それとも出向とかそういう形なんでしょうか。要は僕の質問は、この最終報告で人事の偏重という話を書いておりますが、この人事というのは今年の3月31日の時点でフィックスという形にするのか、まだ色々流動的にこっちからこっちへ持って来てとか、そういう調整みたいのはあるんでしょうか。その辺はどうなんですか。

(千葉県社会福祉事業団)

事業団の職員については、事業団内の採用、任用で、又異動についても事業団内で、指定管理と自主事業についても事業団の専決的な事業でやっています。ただ幹部の部分については、県の方とこれまでの取決めの中で、理事長の人事について、又事務局長の人事についてということでは一定の(県と)事業団との取決めといたしますか、こういった流れでやってきているということはありません。ただ、現場の方の職員の配置については、事業団の中で整備をしてきたことです。今回の答申で言われた人事の偏重みたいなこと、これは事業団の中の支援体制を組んでいく上での人事配置等の中での御批判というふうに受け止めて、これは私ども事業団の方の責任に所属する課題だっという風に受け止めています。

○資料5、6についての説明

(佐藤座長)

調査に同席された三島委員、或いは早坂委員の方で何か意見はございますか。

(三島委員)

僕の方は、つまり新しい福祉のシステムの中で個別支援計画というのは、やっぱり一つ一つの軸だと思うんですよ。組織運営していく我々の一番根本にあるものと思うんですけれども。それにまだ慣れてないというか、ですからそれに基づいて支援がなされているという訳でも必ずしもない。とりあえず文書としてはあるんですけれど。

それから、もう一つ思ったのは毎回言うことになってしまうんですけれども、僕、更生園で大体半分くらい(個別支援計画を)見させて頂いて、40幾つ見させて貰ったんですけれども、目標の中に地域移行をどういうふうに進めていくとか、そういう文言はほとんどなかったと思うんです。やっぱりそういう意味で施設内処遇(計画)に終わっているのかなという気がするんです。例え、定員が小さくなったとしても、それはやっぱり、御本

人のニーズ、つまり、個別支援計画に基づいた結果として縮小して、でなくては数合わせになってしまうというか。そういうこと（数合わせ）じゃ、やっぱりいけないんじゃないのかなと一つ思っています。

もう一点ですが、僕は改めてちょっと考えてみたんですけども、この個別支援計画作成の場に御本人が参加しているという痕跡があんまり無かったんですね。その確認は僕はしてなかったんですけども。場合によっては判子が押してあるんですから、その保護者と事業者との方で話し合ったということだと思えるんですけども、御本人の意向というのは又別ですよ。ですから、御本人もそういう席に同席して貰って御本人のやっぱり意向を聞いていくっていうスタンスを取らないと、御本人を本当に大事にしていくという発想という文化がなかなか育たないんだらうという気がしました。是非来季からは（してほしい）ですね。今季はこうした（虐待）事件があって非常に混乱した中での個別支援計画作成というお話でしたので、やむを得ないというのもあるとは思いますが、次年度からは、そうした御本人達がやっぱりその個別支援計画に参加していく。障害が重いとそんなの無理だよという話があると思えるんですけども、そういう人が（その場に）存在していることだけでもやっぱり意味があるというのが海外の研究でありました。そういうことは少しトライして頂きたいなと思います。

そんな感じで、後全体には外部の相談とか、それから外部の事業者、相談事業者が参加していくとか中長期的に目標を取るということは、この（個別支援計画）達成目標の中ですね。具体的に（個別支援計画の）アの①とかイの②とか文言としてやっぱり入っているので、大変期待しているところでございます。以上です。

（早坂委員）

私は、何回か行かせて頂いて外部の人間が行くのは職員にとっては監査って言われて行く訳ですから、何となく重たいだろうなと思って。同じ事業者としては、重い気分になるんですけども、ただここ何回かは行かせて頂いて、職員さん達明るくなってきているなという印象はあります。それはどうしてそう感じるかという、今までの中で行ってもあちらから、職員の方から積極的に何か説明してくれようとしたりというのがあまりなかったんです。こちらが聞くと一言、二言っていう感じだったんですね。その辺が、顔見知りになってきたというのも少しあるかもしれないですけども、職員さんの方から利用者さんが寄ってきた時に結構今までそういうところでどうか説明がなかったんですけども、こうなんですよっていうのは来るようになってきていたので、やっぱり人の目が沢山入っていくことで、職員さんたちの意識も少し変わってきているんじゃないのかな、という印象をまず持ちました。それは良いことだなと感じています。

個別支援計画については、うちも同じ事業者としてまだまだ反省しなきゃいけないことが沢山あるな、と見させて貰いながら思っているんですけども。一方で色々今、中の体制を変えていかなければならない時に意思統一していくという凄く大変なことだと思うんですが、個別支援計画を作るシステムを少し整理すると、例えばケース会議を皆ですとか、親御さんから出たニーズをどういう風に判断していくのかとか考えていくというように、個別支援計画を立てるためのシステムみたいなものを作ると、それは結果として職員の合意形成に繋がりやすくなっていくんじゃないのかと。現場の合意形成を取るのに一つ

の良いツールなんじゃないのかなと、絶対に作らなければならないものになっているのでそういう方法に行かせたらいいのかなとちょっと感じたところです。現状は非常にルーチン化された言葉がたくさん出てくるようになっていて、一人ずつ読んでみるとそんなでもないんですけども、三人ぐらい続けて読むと同じパターンの言葉がたくさん出てくるという感じでした。だから、機械的にやっている部分があるという風にしてしまう様子が見受けられたので、是非、仕組みづくりというところを考えて頂くと良いのかなという風を感じました。

(佐藤座長)

(個別支援計画を) パソコンで見るのはやめた方がいいかもしれませんね。まあ、余計なことかもしれませんが。

(村山委員)

三島委員と早坂委員が入られていますので、個別支援計画のことをちょっと私が発言するのはおこがましいとは思いますが、パーソナルサポーターさんの感想の中に大きかったのが、日中活動があることが本人にとってとても良いということが何人も(意見が)あがってきております。なので、個別支援計画の中にもしっかりと日中の在り方というのを記載をし、そのことを実現出来るようなこう全体の施設支援の中の全体像を改善していく方向に持って行って頂きたいというのが私の感想というか希望なんです。なので、その辺りも個別支援計画の在り方、地域移行も、もちろん非常に大事ですけどもその前の現在の暮らしをどう充実させて行くかというところに視点を置いた個別支援計画を作って、是非そういったシステムにして行って頂きたいなと思いました。

(佐藤座長)

はい。今後に向けてということですね。引き続き又調査に入ることがこれからもあるでしょうから。そういった観点でご覧になって頂ければと思います。

○別添資料 1、2 についての説明

<別冊資料 1、2 は会議終了後回収>

[非 公 開]

② その他

<説明>

なし

<委員討議>

なし